



スプレー菊

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士法人
News

編集発行人

パワーアライアンス税理士法人
 税理士 若杉 治

〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日
 23日・勤労感謝の日
 24日・振替休日

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	1	15 29
日	2	16 30
月	3	17
火	4	18
水	5	19
木	6	20
金	7	21
土	8	22

11月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| 国 税 ／10月分源泉所得税の納付
11月10日 | 国 税 ／3月決算法人の中間申告
12月1日 |
| 国 税 ／所得税予定納税額の減額承認申請
11月17日 | 国 税 ／個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 12月1日 |
| 国 税 ／所得税予定納税額第2期分の納付
12月1日 | 地方税 ／個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税 ／9月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 12月1日 | |
| 国 税 ／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 12月1日 | |

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワンポイント バイクと軽四輪で異なる軽自動車税引上げ

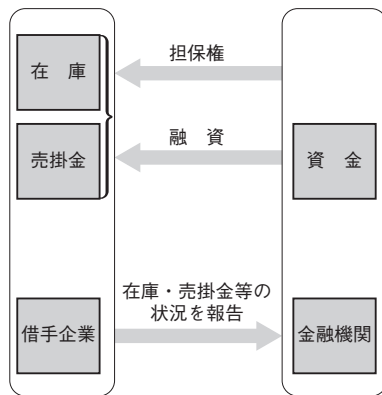
平成26年度税制改正により、市町村税である軽自動車税の税率が引き上げられます。軽四輪車の場合は約1.25倍～1.5倍に引き上げられ、平成27年4月1日以後に新規取得する新車から適用されます。バイク等の場合は約1.5倍程度引き上げられ、既存車・新車を問わず平成27年度分から適用されます。

「ABL (動産・売掛金担保融資)」を ご存知ですか？」

「うちの会社には担保にできる不動産がない…」とお悩みの企業の皆様、ABLをご存知でしょうか？「在庫」や「売掛金」も「不動産」と並ぶ重要な資産です。「在庫」や「売掛金」等を担保とするABLを検討してみませんか。

「ABL(動産・売掛金担保融資)」とは、在庫や売掛金等を活用する資金調達の方法です。ABLを活用すれば、担保にできる不動産がない企業に、在庫や売掛金等を担保とした新たな資金調達の道が開かれます。金融庁においても、近時、積極的にその活用が推進されており、金融機関がABLに取り組み場合どのような担保管理を行えばよいか等が明確にされてきています。金融庁発表資料を参考にその制度をご紹介します。

1 ABLの仕組み
土地や建物ではなく、在庫や売掛金等に担保権を設定することにより、金融機関から融資を受けることとなります。一方で、借手企業は、在庫や売掛金等の状況を金融機関に定期的に報告する必要があります。



2 ABLの積極的活用について
金融庁では、ABLの積極的な活用を推進することにより、中小企業等が経営改善・事業再生等を図るための資金や、新たなビジネスに挑戦するための資金の確保につながるよう、金融検査マニュアルの運用の明確化

を行いました。その概要は左ページの一覧表のとおりです。
3 「動産担保」及び「債権担保」が「一般担保」として取り扱われるための条件(金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)より抜粋)

- (1) 動産担保が一般担保として取り扱われるためには、
 - ① 對抗要件が適切に具備されていること
 - ② 数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること
- ：動産の性質等に応じ、様々な態様があると考えられますが、以下のような場合が例示されています。
- A 在庫品を担保とする場合**
- a 在庫品については、数量や品質等が変動することなどから、債務者から提出された資料等に基づき、原則として
 - B 機械設備を担保とする場合
 - a 機械設備については、担保価値が使用状況等に大きく依存するものと考えられることなどから、債務者から提出された資料等に基づき、原則として、以下の全ての事項を継続的にモニタリングしていること。
 - ・ 機械設備の設置及び保管場所
 - ・ 機械設備の作業予定
 - b モニタリングに当たっては、定期的に在庫品の数量及び品質等を实地に確認していること。
 - b 品目別の在庫数量及び金額

- ・機械設備の作業実績
- ・モニタリングに当たっては、定期的に機械設備の数量及び品質等を実地に確認していること。

- ③ 客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり、実際にもかかる評価を取得していること
 - ：売却予定先との間であらかじめ売買取約契約が締結されていること、専門業者等への売却が一般的に行われていること等が想定されています。
 - ④ 当該動産につき適切な換価手段が確保されていること
 - ：売却予定先との間であらかじめ売買取約契約が締結されていること、専門業者等への売却が一般的に行われていること等が想定されています。
 - ⑤ 担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立していること
- を含め、動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観

ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について（概要）

○ ABL（Asset Based Lending：動産・売掛金担保融資）とは、企業が保有する「在庫」や「売掛金」などを担保とする融資

●金融機関の融資の担保は、「不動産担保」が中心で、「動産・売掛金担保」はあまり活用されていない。
（参考1）
 地域金融機関の場合、融資の担保の9割超が「不動産担保」。
（参考2）

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 40px; margin: 0 auto;">在 庫</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 40px; margin: 0 auto;">売掛金</div> <p style="text-align: center;">297 兆円</p>	>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 40px; margin: 0 auto;">土 地</div> <p style="text-align: center;">186 兆円</p>
---	---	--

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査マニュアルの「一般担保」要件の運用の明確化 具体的にどのような担保管理を行えば、「一般担保」（客観的な処分可能性がある担保）の要件に合致するかがより明確になるよう、金融実務も踏まえつつ、適切と考えられる担保管理手法を例示。
対 応 策	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自己査定基準」における担保掛け目の明確化 検査マニュアルに「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目の水準を新たに記載。 ● 「電子記録債権」の自己査定上の取扱いの明確化 電子記録債権のうち、「決済確実な商業手形」に準じた要件を満たすものについては、「優良担保」として取り扱うことを、検査マニュアルにおいて明確化。 ● 検査における検証方針の明確化 「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、その適切性を金融検査で検証する際には、当面、PDCA サイクルが機能していれば、金融機関の取組みを尊重する方針を明確化。 ● 「貸出条件緩和債権」に該当しない場合の明確化 仮に中小企業が経営改善計画を策定していない場合でも、金融機関が ABL により、当該企業の実態を把握した上で、経営改善の資料を作成している場合には、現行の検査マニュアル [中小企業融資編] の考え方に照らし、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しない取扱いとすることを明確化。
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ● 借手企業 これまで担保としてあまり活用されてこなかった「動産・売掛金担保」を活用することにより、資金調達枠が拡大。 ● 金融機関 企業の経営実態をより深く把握することが可能となり、信用リスク管理が強化。

- (2) 債権担保（売掛金担保）が一般担保として取り扱われるためには、
- ① 対抗要件が適切に具備されていること

- ：確定日付のある証書による通知又は承諾、債権譲渡登記（法人債権者の場合）に加えて、登記事項証明書
- ② 第三債務者（目的債権の債務者）について、信用力を判断する情報を随時入手できること

- ③ 第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされていること
- ④ 貸倒率を合理的に算定できること
- 等、適切な債権管理が確保され、回収（第三者への譲渡による換価を含む）が確実であると客観的・合理的に見込まれることが必要です。

～資本金の額と法人税額～

法人税法における資本金等の額は、資本金の額又は出資金の額と法人税法上の資本剰余金額からなっています。会社法上の「資本金」と法人税法上の「資本金の額又は出資金の額」は同じ内容ですが、会社法上の資本剰余金は払込金銭等のうち資本金の額に組み入れない資本準備金と自己株式処分差額や合併差益からなる「その他資本剰余金」であるのに対し、法人税法上の資本剰余金は法人税法に詳細に規定されています。

法人税では、資本金の額によって課税所得金額に適用される税率、課税所得金額の算定の基礎になる各種特例の適用に差異があります。資本金の額が1億円超の法人(大法人)では、適用税率はもとより、①交際費等の定額控除(資本金の額が1億円以下の中小法人は定額控除限度額が800万円であり、その金額に達するまでは損金算入)、

②貸倒引当金の繰入、③一括評価貸倒引当金の法定繰入率(過去の貸倒実績率との有利選択)、④少額減価償却資産の取得価額の損金算入、⑤特定同族会社の特別税率の不適用、⑥青色欠損金の繰戻還付、⑦青色欠損金の全額控除の適用等の課税の特例の適用は認められていません。

従って、増資などの際には資本金の額をいくらにするのかが注意が必要ですが、会社法では、株式会社はその資本金の額を限度として一定の手続を経ることで、いつでも資本金の額を減額(減資)することができます。よって、減資により法人税法上の特例を受けることも一考です。無償減資の方法によると資本金の額からその他資本剰余金に振り替えるだけの株主資本の内部移動で、減資の手続が完了します。

しかし、みなし配当の計算、一般寄付金の損金算入限度額の計算、法人住民税の均等割などは資本金等の額を基準とする制度です。減資の効果が期待できない場合もあります。

～芸術の秋・日本の美術館～

食欲の秋とよく言われますが、「芸術の秋」でもあります。旅行口コミサイト「トリップアドバイザー」の「口コミで選ぶ行ってよかった日本の美術館2012」の美術館ランキングをご紹介します。

栄えある第1位には根津美術館(東京都)が選ばれました。収蔵品の質、美術館の雰囲気、庭園等すべてが素晴らしいとの評判ですが、他の調査では、カフェも楽しめる美術館東日本第3位にもランクインしています。食欲も芸術欲も満たすことができ一石二鳥ですね。

第2位は大塚国際美術館(徳島県)、第3位は安曇野ちひろ美術館(長野県)、第4位は国立西洋美術館(東京都)、第5位はカフェも楽しめる美術館西日本第7位にも選ばれたミホミュージアム(滋賀県)でした。

ちなみに、同年の世界の美術館入館者数第1位はフランスのルーヴル美術館で972万人でした。

千里の道も一歩から

『千里の道も一歩から』とは、千里という長い旅の道も初めの一歩を歩くことから始まる、どんなに大きな事業でもまず身近なことから着実に一歩一歩努力を重ねていけば成功するという意味です。

会社は大きな事業を成し遂げることを目標としています。それは壮大に続く「千里の道」ではないでしょうか。一歩ずつ

の積み重ねが大切ですが、普段行っている業務を違う見方で客観的に見直してみることが仕事上での一歩となるのではないのでしょうか。

新しいことを見つけると興味を持ち、楽しさが仕事に出てきます。現状にとどまることなく、小さな創意工夫、毎日の革新、興味の追求を積み重ねていきたいと思います。